

19ス学健第22号

平成19年12月6日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

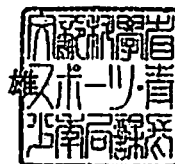
常 盤



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

作 花 文



(印影印刷)

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について（通知）

文部科学省においては、毎年度、公立学校及び学校給食調理場（以下「公立学校等」という。）を対象とした労働安全衛生法に基づく管理体制（以下「体制」という。）の整備状況について調査を行い、各地方公共団体における体制の整備状況を把握するとともに、その結果を周知しているところです。特に、平成18年度の調査においては、公立学校等における速やかな体制整備を図るため、従前の調査に加え、体制が整備されていない事業場を所管する教育委員会を対象に、整備が進まない理由について追跡調査を実施しました。

本調査結果によれば、衛生管理者等の選任、衛生委員会等の設置のいずれに関しても、未だ十分に整備されていない状況にあります。また、公立学校における面接

指導体制の整備状況については、常時50人以上の教職員を使用する事業場のうち、約40%の事業場で面接指導体制が未整備となっています。体制整備が進まない理由としては、事業者である教育委員会において、体制整備の必要性及び関係法令等についての理解が不十分であることが考えられます。

労働安全衛生法に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なものです。

さらに、平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導等が義務付けられることとなっており、これまで当該規定の適用対象とされていなかった学校においても、面接指導が実施できるような体制の整備を速やかに行う必要があります。

つきましては、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成18年4月3日付け18ス学健第1号通知）及び別添の調査結果等を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるとともに、学校及び学校給食調理場における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。

なお、このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対しても周知されるようお願いします。

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 企画・健康教育係

TEL：03-6734-2695

FAX：03-6734-3794

E-mail：gakkoken@mext.go.jp

公立学校における労働安全衛生管理体制の概要

＜公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況＞

(1) 労働安全衛生管理を取り巻く現状

近年、労働者の就業形態の変化に伴い、職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成に係る様々な取組が進められています。

学校においても、各学校の設置者である教育委員会等を中心として労働安全衛生管理体制の整備を進めるとともに、教職員一人ひとりが安全衛生を自分自身の問題として意識し、働きやすい環境づくりに積極的に協力していく姿勢が求められています。

(2) 労働安全衛生管理体制の整備状況調査

文部科学省では、教職員が健康で安全に職務に従事できる環境の整備に資するため、平成7年度より、公立学校及び学校給食調理場（共同調理場含む。）における労働安全衛生管理体制の整備状況調査を行っています。

調査結果について、調査を開始した平成7年度に比べ、整備率は向上しているものの、未だ全ての学校で体制が整備されておらず、平成18年度の調査においては、都道府県立の学校が多い高等学校に比べ、市町村立の学校が多い小・中学校の整備率が低くなっています。

(H7.5.1現在)

	衛生管理者	衛生推進者	産業医	衛生委員会
合計	46.6%	21.4%	86.3%	42.0%
				(H18.5.1現在)
小学校	43.8%	76.2%	43.2%	42.0%
中学校	59.6%	75.5%	52.9%	59.6%
高等学校	96.6%	95.0%	97.8%	96.9%
特別支援学校	94.3%	93.3%	95.2%	96.0%
合計	91.9%	76.4%	92.5%	92.4%

また、平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法の規定により、全ての事業場において、事業者は労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました（常時50人未満の労働者を使用する事業場においては平成20年4月1日より適用）。

これを受け、文部科学省では、平成18年度の調査において、面接指導体制の整備状況についても調査を行いました。

面接指導体制の整備状況調査の結果について、整備率は学校種等を問わず全体的に低い水準にとどまっております、特に、都道府県立の学校に比べ、市町村立の学校の整備率が低くなっています。

(H18.5.1現在：職員数が50人以上の事業場を対象とする)

	都道府県立学校	市町村立学校	学校種別合計
小学校	—	46.6%	46.6%
中学校	—	46.2%	46.2%
高等学校	64.4%	41.1%	63.1%
特別支援学校	63.5%	30.6%	60.1%
合計	64.3%	43.1%	61.0%

(3) 労働安全衛生管理体制の追跡調査

文部科学省では、労働安全衛生法に基づく体制の整備が進まない理由を明確にする観点から、労働安全衛生管理体制の整備状況調査（H18.5.1現在）の結果をもとに、体制が整備されていない教育委員会を対象として、追跡調査を行いました。

体制が整備されていない事業場を所管する都道府県教育委員会の場合、産業医の資格要件についての理解や、どのような面接指導体制を整備すべきか完全に把握できていない点が課題として挙げられます。

(H18.5.1現在)

●産業医を選任していない事業場を所管する都道府県教育委員会数 4

※うち「資格を有しない者が管理していた」を理由として挙げた教育委員会の割合 75.0% (3)

●面接指導体制が未整備の事業場を所管する都道府県教育委員会数 26

※うち「どのような体制を作ればいいのかわからない」を理由として挙げた教育委員会の割合 26.9% (7)

体制が整備されていない事業場を所管する市町村教育委員会の場合、各事業場での体制整備の基本となる衛生管理者等の選任・設置の要否、職務・活用方法、資格要件等の法令上の規定について完全に把握できていない点が課題として挙げられます。なお、産業医の選任にあたっては、その報酬について財政上の制約があったとの回答も見られます。

特に、衛生推進者を選任していない事業場を所管する市町村教育委員会においては、事業場である学校の学校長に体制整備を任せている教育委員会も多く、事業者として責任を有するものであるという意識が低い傾向がある点が課題として挙げられます。

さらに、面接指導体制が整備されていない事業場を所管する市町村教育委員会においては、各事業場での体制整備の基本となる面接指導体制の整備の要否等の法令上の規定について完全に把握できていない点が課題として挙げられます。

(H18.5.1現在)

●衛生推進者を選任していない事業場を所管する市町村教育委員会数 620

※うち「選任を学校長の判断に任せていた」を理由として挙げた教育委員会の割合 26.3% (163)

※うち「選任の要否の不知」を理由として挙げた教育委員会の割合 24.0% (149)

●産業医を選任していない事業場を所管する市町村教育委員会数 113

※うち「選任の要否の不知」を理由として挙げた教育委員会の割合 30.1% (34)

※うち「報酬について財政上の制約があった」を理由として挙げた教育委員会の割合 30.1% (34)

●衛生委員会を設置していない事業場を所管する市町村教育委員会数	107
---------------------------------	-----

※うち「設置の要否の不知」を理由として挙げた教育委員会の割合 31.8% (34)

※うち「職務・活用方法の不知」を理由として挙げた教育委員会の割合 31.8% (34)

●面接指導体制が整備されていない事業場を所管する市町村教育委員会	327
----------------------------------	-----

※うち「体制整備の要否の不知」を理由として挙げた教育委員会の割合 31.8% (104)

※うち「どのような体制を作ればいいのかわからない」を理由として挙げた教育委員会の割合 29.4% (96)

(4) まとめ

学校教育の成否は、教職員に負うところが極めて大きいことから、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できるよう、適切な労働環境を確保することが重要です。

しかしながら、学校における労働安全衛生法に基づく体制については、いまだ十分に整備されていない状況にあります。

こうした現状を是正していくため、今回の調査を行い、事業者である教育委員会において、体制整備の必要性及び関係法令等についての理解が不十分であることが課題として明らかになりました。

このため、学校の設置者である都道府県及び市町村教育委員会においては、自らが労働安全衛生法上の事業者であるとの自覚を持ち、労働安全衛生管理体制の整備の必要性及び関係法令等について十分に理解するとともに、産業医の選任については、地方財政措置を活用するなど、労働安全衛生管理について体制の速やかな整備とその適切な実施を図ることが求められます。

労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

(1) 衛生管理者等の職務と有資格者を生かした体制づくり

●衛生管理者● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 少なくとも週1回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の事後措置等について、月1回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。

学校においては、衛生管理者の資格を有していない者に新たに免許取得を支援する方策以外に、既に資格を有している者（養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。ただし、このことは衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

●衛生推進者● 対象：常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。

(2) 産業医の主な職務・資格要件と学校医との関係

●産業医● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

産業医の主な職務

- ・ 健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも毎月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行い、問題があるときは所要の措置を講ずる。

産業医の主な資格要件

- ・ 日本医師会の産業医学基礎研修及び産業医科大学の産業医学基本講座を修了した者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験「保健衛生」区分の合格者

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から産業医を選任するという方策によれば比較的簡単に産業医の選任が可能であるといえます。

(3) 衛生委員会の主な委員及び審議事項と学校保健委員会等との関係

●衛生委員会● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

主な審議事項

- ・ 勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
- ・ 健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
- ・ 教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定

衛生委員会の主な委員

- ・ 総括安全衛生管理者（選任義務のない事業場では事業の実施を統括管理する者等のうちから事業者が指名した者）
- ・ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 産業医のうちから事業者が指名した者

衛生委員会の設置・運営にあたっては、委員会を構成する委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会との併用も考えられます。

(4) 面接指導体制の整備について

●面接指導● 対象：全ての学校

主な注意事項

- ・ 平成20年4月1日より、常時50人未満の教職員を使用する学校においても、医師による面接指導を実施することができる体制を整備する必要がある。

学校においては、教職員の勤務時間の適正な把握に努める必要があります。

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備状況

平成18年5月1日現在

区 分		総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等			産業医			安全委員会			衛生委員会		
		選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)
学 校	小 学 校	—	—	—	—	—	—	176	77	43.8%	19,841	15,120	76.2%	176	76	43.2%	—	—	—	176	74	42.0%
	中 学 校	—	—	—	—	—	—	208	124	59.6%	9,500	7,168	75.5%	208	110	52.9%	—	—	—	208	124	59.6%
	高等学校	—	—	—	—	—	—	2,849	2,753	96.6%	1,125	1,069	95.0%	2,849	2,786	97.8%	—	—	—	2,849	2,762	96.9%
	特殊教育	—	—	—	—	—	—	705	665	94.3%	185	154	93.3%	705	671	95.2%	—	—	—	705	677	96.0%
	幼稚園	—	—	—	—	—	—	0	0	/	555	321	57.8%	0	0	/	—	—	—	0	0	/
	中等教育	—	—	—	—	—	—	5	5	100.0%	8	8	100.0%	5	5	100.0%	—	—	—	5	5	100.0%
	合 計	—	—	—	—	—	—	3,943	3,624	91.9%	31,194	23,840	76.4%	3,943	3,648	92.5%	—	—	—	3,943	3,642	92.4%
調 理 場 合	単 独	46	45	97.8%	182	131	72.0%	182	142	78.0%	452	292	64.6%	182	129	70.9%	114	102	89.5%	182	144	79.1%
	共 同	19	18	94.7%	80	67	83.8%	80	75	93.8%	1,180	939	79.6%	80	68	85.0%	42	41	97.6%	80	65	81.3%
	合 計	65	63	96.9%	262	198	75.6%	262	217	82.8%	1,632	1,231	75.4%	262	197	75.2%	156	143	91.7%	262	209	79.8%

(文部科学省調べ)

<参考> 地方公共団体の勤務条件等に関する調査より

地方公共団体全部局における労働安全衛生管理体制の整備状況(総務省調べ)

平成18年3月31日現在

全部局	595	587	98.7%	1,525	1,502	98.5%	12,260	11,508	93.9%	52,480	41,303	78.7%	12,260	11,652	95.0%	1,164	1,130	97.9%	12,260	10,957	89.4%
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備率（各県別）

（平成18年5月1日現在、衛生管理者等の選任義務を果たしている公立学校等の割合（％））

区分	公立学校					公立学校給食調理場						
	衛生管理者	衛生推進者	産業医	衛生委員会	面接指導体制 (50人以上)	総括安全 衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生 推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
1北海道	99.2%	54.3%	99.2%	100.0%	1.5%	100.0%	62.5%	75.0%	53.1%	75.0%	75.0%	75.0%
2青森県	80.7%	35.9%	92.6%	90.7%	0.0%				53.8%			
3岩手県	96.0%	76.9%	96.0%	84.0%	24.0%				80.0%			
4宮城県	99.9%	78.3%	97.6%	98.6%	97.6%	100.0%	93.3%	93.3%	88.6%	50.0%	100.0%	83.3%
5秋田県	95.9%	44.5%	98.0%	91.6%	85.7%		100.0%	100.0%	68.0%	50.0%	100.0%	80.0%
6山形県	99.6%	72.6%	99.6%	89.6%	89.6%		100.0%	100.0%	81.3%	100.0%	100.0%	100.0%
7福島県	100.0%	67.7%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%	75.0%	59.4%	50.0%	100.0%	50.0%
8茨城県	99.0%	87.8%	95.1%	96.1%	56.9%		50.0%	75.0%	83.1%	87.5%	100.0%	75.0%
9栃木県	83.8%	69.5%	95.6%	95.5%	92.4%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%		100.0%	100.0%
10群馬県	100.0%	97.3%	98.4%	98.4%	95.3%		60.0%	100.0%	74.4%	80.0%	100.0%	100.0%
11埼玉県	98.4%	99.2%	96.7%	98.8%	4.8%	92.3%	87.5%	87.5%	95.5%	87.5%	100.0%	83.3%
12千葉県	86.3%	79.0%	95.2%	85.7%	54.8%	100.0%	80.0%	90.0%	88.8%	60.0%	88.9%	80.0%
13東京都	98.7%	79.2%	98.7%	98.7%	98.7%	100.0%	96.7%	93.3%	71.9%	93.3%	100.0%	96.7%
14神奈川県	84.1%	77.4%	78.9%	88.3%	82.2%	100.0%	100.0%	100.0%	48.6%	100.0%	100.0%	100.0%
15新潟県	60.5%	63.8%	86.0%	48.8%	87.2%	100.0%	50.0%	50.0%	66.7%	66.7%	100.0%	66.7%
16富山県	91.3%	30.1%	89.1%	89.1%	63.0%		50.0%	50.0%	85.7%	50.0%	100.0%	80.0%
17石川県	97.5%	88.3%	97.5%	97.5%	97.5%		60.0%	75.0%	81.5%	75.0%	50.0%	75.0%
18福井県	2.6%	45.7%	84.8%	0.0%	33.3%				64.7%			
19山梨県	100.0%	59.3%	99.7%	100.0%	94.9%		100.0%	100.0%	45.0%	100.0%		100.0%
20長野県	100.0%	95.6%	100.0%	100.0%	100.0%		58.3%	91.7%	86.8%	58.3%	100.0%	75.0%
21岐阜県	97.3%	87.1%	97.3%	97.3%	88.6%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	100.0%	100.0%	100.0%
22静岡県	97.3%	81.8%	95.4%	95.4%	94.5%	100.0%	83.3%	91.7%	68.6%	83.3%	88.9%	75.0%
23愛知県	98.6%	89.4%	85.1%	98.6%	6.3%	100.0%	88.9%	88.9%	93.2%	88.9%	100.0%	88.9%
24三重県	74.5%	41.3%	75.5%	74.5%	74.5%		60.0%	80.0%	68.2%	60.0%	66.7%	40.0%
25滋賀県	89.6%	86.5%	65.7%	89.6%	9.0%		33.3%	33.3%	66.7%	33.3%	100.0%	33.3%
26京都府	95.7%	98.2%	100.0%	95.7%	100.0%	100.0%	33.3%	33.3%	68.2%	33.3%	50.0%	33.3%
27大阪府	87.3%	54.0%	69.5%	89.5%	4.4%	75.0%	54.5%	72.7%	93.5%	54.5%	100.0%	95.5%
28兵庫県	84.4%	79.3%	93.1%	87.8%	82.1%	100.0%	85.7%	85.7%	82.0%	85.7%	83.3%	85.7%
29奈良県	84.4%	75.2%	80.0%	77.8%	84.4%				58.3%			
30和歌山県	97.6%	89.7%	100.0%	100.0%	4.8%				46.2%			
31鳥取県	98.7%	89.5%	96.7%	96.7%	78.7%				72.7%			
32島根県	97.3%	89.8%	100.0%	97.3%	89.2%		100.0%	100.0%	94.4%	100.0%		100.0%
33岡山県	92.6%	82.3%	92.6%	92.6%	97.5%	100.0%	80.0%	80.0%	71.8%	80.0%	100.0%	80.0%
34広島県	79.0%	87.6%	100.0%	97.5%	100.0%	100.0%	90.0%	100.0%	67.1%	80.0%	80.0%	80.0%
35山口県	100.0%	93.2%	100.0%	88.1%	100.0%		100.0%	100.0%	78.8%	71.4%	100.0%	100.0%
36徳島県	88.1%	88.1%	86.1%	86.1%	0.0%		100.0%	100.0%	80.0%	100.0%		100.0%
37香川県	100.0%	84.4%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%
38愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
39高知県	100.0%	71.0%	100.0%	100.0%	15.5%	100.0%	60.0%	50.0%	45.5%	50.0%	100.0%	50.0%
40福岡県	91.5%	68.6%	94.6%	96.9%	88.5%	100.0%	87.5%	75.0%	79.3%	87.5%	100.0%	75.0%
41佐賀県	97.2%	49.6%	97.2%	97.2%	0.0%			50.0%	62.5%			
42長崎県	97.9%	86.8%	93.3%	97.9%	93.8%		80.0%	80.0%	87.1%	80.0%	100.0%	80.0%
43熊本県	100.0%	99.8%	91.0%	99.8%	43.3%			50.0%	74.2%			
44大分県	100.0%	85.6%	100.0%	100.0%	95.8%		100.0%	100.0%	76.8%	100.0%	100.0%	100.0%
45宮崎県	100.0%	99.7%	100.0%	100.0%	56.8%		75.0%	75.0%	71.4%	75.0%		50.0%
46鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%		100.0%	100.0%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%
47沖縄県	90.7%	31.7%	90.7%	94.7%	68.7%		33.3%	66.7%	37.1%			33.3%
全国平均	91.9%	78.4%	92.5%	92.4%	61.0%	98.9%	75.6%	82.8%	75.4%	75.2%	91.7%	79.6%

（文部科学省調べ）

安全衛生に関わる施策

1 安全衛生管理規程

都道府県教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない(無回答含む)	
46	1	97.9%

市町村教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない	
512	1335	27.7%

2 その他の安全衛生管理に関わる教育委員会の施策

施策の種類	実施した都道府県教育委員会数 (実施率)	実施した市町村教育委員会数 (実施率)
会議(研修会・校長会等)での趣旨徹底	44 93.6%	751 40.7%
通知等での趣旨徹底	46 97.9%	458 24.8%
衛生管理者等の資格を取得するための財政措置	32 68.1%	120 6.5%
手引き・パンフレット等の作成	23 48.9%	84 4.5%
都道府県労働局等との連携 (指導・助言、講習会参加等)	23 48.9%	130 7.0%
その他の施策	25 53.2%	192 10.4%

(文部科学省調べ)

公立学校における面接指導体制の整備状況

平成18年5月1日現在

区 分		合計(50人以上)			道庁立学校(50人以上)			都道府県立学校 (10人以上～50人未満)			都道府県立学校 (10人未満)			市町村立学校 (10人以上～50人未満)			市町村立学校 (10人未満)		
		体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備していない事業場	整備率(%)
学 校	小 学 校	176	82	40.6%	208	96	46.2%	20	15	75.0%	1	1	100.0%	176	82	40.6%	19,841	3,600	18.1%
	中 学 校	208	96	46.2%	208	96	46.2%	20	15	75.0%	1	1	100.0%	208	96	46.2%	9,480	1,637	17.3%
	高 等 学 校	2,849	1,798	60.1%	2,849	1,798	60.1%	1,037	608	58.6%	1	1	100.0%	2,849	1,798	60.1%	88	18	20.5%
	特 殊 教 育	705	124	60.1%	705	124	60.1%	120	69	57.5%	4	2	50.0%	705	124	60.1%	45	8	17.8%
	幼 稚 園	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	0	0	0.0%	555	96	17.3%
	中 等 教 育	15	5	100.0%	15	5	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	15	5	100.0%	15	5	100.0%
	合 計	3,943	2,405	61.0%	3,943	2,405	61.0%	1,185	700	59.1%	11	6	54.5%	3,943	2,405	61.0%	30,009	5,359	17.9%

(文部科学省調べ)

公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況追跡調査

平成18年5月1日現在

		未整備教育委員会数	選任・設置の必要がある事業場であることを知らなかった		職務・活用方法がわからなかった		資格を有していない者が管理していた		資格取得を支援したいが財政上の制約があった		事業場に資格を有した職員がいなかった		選任を学校長の判断のみに任せていた		産業医の範囲について財政上の制約があった		産業医の資格を有する医師が地域にいなかった		その他	
			該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合	該当委員 会数	未整備理由割合
衛生管理者	都道府県立学校	3	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—	2	66.7%
	市町村立学校	102	23	22.5%	21	20.6%	21	20.6%	10	9.8%	18	15.7%	7	6.9%	—	—	—	—	38	35.3%
衛生推進者	都道府県立学校	7	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	—	—	—	—	5	71.4%
	市町村立学校	820	149	24.0%	127	20.5%	131	21.1%	39	6.3%	94	15.2%	183	26.3%	—	—	—	—	89	14.4%
産業医	都道府県立学校	4	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%	—	—	—	—	—	—	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%
	市町村立学校	113	34	30.1%	15	13.3%	16	15.9%	—	—	—	—	—	—	34	30.1%	4	3.5%	41	36.3%
衛生委員会	都道府県立学校	3	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	100.0%
	市町村立学校	107	34	31.8%	34	31.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	40.2%

	未整備教育委員会数	選任・設置の必要がある事業場であることを知らなかった		どのような面接指導体制を作ればいいかわからなかった		校長等が面接指導を行っていた		医師を指定する際に財政上の制約があった		面接指導が必要となる労働時間に連しない判断した								その他	
		該当委員 会数	未整備理 由割合	該当委員 会数	未整備理 由割合	該当委員 会数	未整備理 由割合	該当委員 会数	未整備理 由割合	該当委員 会数	未整備理 由割合							該当委員 会数	未整備理 由割合
面接体制	都道府県立学校	26	3 11.5%	7 26.9%	6 23.1%	5 19.2%	3 11.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18 69.2%	
	市町村立学校	327	104 31.8%	96 29.4%	72 22.0%	38 11.5%	30 9.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54 16.5%	

(文部科学省調べ)